

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 3 月 30 日 (土) 号 外 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (※)

(税務課取扱い) 1

訓

令

鹿 児 島 県 訓 令 第 5 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令 和 6 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 税 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 税 務 処 理 規 程 (昭 和 39 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第141条第6項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改め、「, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により自動車税種別割に係る徴収金の納付の委託を受けた者が納付した徴収金」を削り、「又は光ディスク」を「, 光ディスク又はデータ(電子的方式, 磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」に改める。

附 則

- 1 この訓令は, 令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により個人事業税, 不動産取得税及び自動車税種別割に係る徴収金の収納の事務の委託を受けた者(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。)が収納した徴収金に係る歳入の整理については, 改正後の鹿児島県税事務処理規程第141条第6項の規定にかかわらず, なお従前の例による。